「その他教育長等が適当と認める団体」の考え方

（１）要綱第４条（１）アからエまでに加えて団体の区分として認めるもの

・　県または県教育委員会と包括連携協定などを締結しているもの

・　県の公共施設の指定管理者であるもの

（２）団体の区分にかかわらず、行事の内容及び性格により認めるもの

・　補助金を交付するなど当該行事に対して、県または県教育委員会として後援以外の関与を既に行っているもの

・　10 年以上の活動実績があり、参加者からも高い評価を得ているもの

・　県（知事部局)、他都道府県及び国において、後援を許可したもの

（３）上記（１）及び（２）により後援が許可されるべきものであっても、教育庁各課室から後援を許可することについて疑義が呈されたものについては、教育長が最終判断をするものとする。